



宮 崎 県 公 報

令和3年11月8日(月曜日) 第 253 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(福祉保健課) 1	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更(") 1	
○生活保護法に基づく指定施術者の施術所の所在地の変更(") 1	
○救急病院の認定(医療業務課) 2	
○民有林の保安林の指定(3件) (自然環境課) 2	
○保安林の指定予定の通知(2件) (") 2	

○土砂災害警戒区域の指定の解除(砂防課) 3	
○土砂災害警戒区域の指定(") 3	
○土砂災害特別警戒区域の指定(") 3	
公 告	
○大規模小売店舗の新設に関する届出(工商政策課) 3	
○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく裁定申請(用地対策課) 4	
○落札者等の公告(") 4	
病院局公告	
○落札者等の公告(3件) (") 4	

告 示

宮崎県告示第 867号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年11月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
児玉眼科	西諸県郡高原町大字西麓 845番地	令和3年9月30日

宮崎県告示第 868号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年11月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
社会医療法人慶明会訪問看護ステーションかがやき	東諸県郡国富町大字岩知野 762
社会医療法人慶明会くにとみ眼科クリニック	東諸県郡国富町大字本庄4470番地 6

2 届出事項

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
医療法人慶明会訪問看護ステーションかがやき	社会医療法人慶明会訪問看護ステーションかがやき	令和3年10月1日
医療法人慶明会くにとみ眼科クリニック	社会医療法人慶明会くにとみ眼科クリニック	令和3年10月1日

宮崎県告示第 869号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年11月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定施術者の氏名並びに施術所の名称及び所在地

氏名及び施術所の名称	所 在 地
山本 裕太郎 みやこスポーツ整骨院	延岡市岡富町 798番地 1

2 届出事項

施術所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
延岡市大貫町1丁目3008番地3	延岡市岡富町798番地1	令和3年9月1日

宮崎県告示第 870号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和3年11月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人社団聖山会川南病院	児湯郡川南町大字川南 18150番地47

2 救急病院の認定の有効期間

令和3年11月16日から令和6年11月15日まで

宮崎県告示第 871号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年11月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字大戸7030-3、7030-5、7030-32、7030-36、7030-43、7030-75、7030-96

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 872号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年11月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字塚崎3259-1、3298-1、字松瀬3393-1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 873号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年11月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字大久保 842-48、842-50、842-61から842-63まで、842-270

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 874号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年11月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 都城市山之口町富吉字上樹安7898-11、7898-13、7899

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 875号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年11月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字足久山5172-72、5172-73、5172-76から5172-79まで、5172-84から5172-86まで、5172-125から5172-130まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 876号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、平成24年宮崎県告示第 517号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年11月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
椎葉村	竹の枝尾	I-1-1413	急傾斜地の崩壊
	梶尾	I-2-0066	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 877号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年11月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
宮崎市	城ヶ峯-3	II-1-5776	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県高岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 878号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年11月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
宮崎市	城ヶ峯-3	II-1-5776	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県高岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和3年11月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ニトリ小林店
小林市堤字金鳥居3064番1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年6月26日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,444㎡
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 50台

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物北側 19台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物西側 52㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内西側 22.98㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
1箇所 建物敷地北側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
令和3年10月25日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間
令和3年11月8日から令和4年3月8日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
- (2) 期間
令和3年11月8日から令和4年3月8日まで
- 11 意見書の記載事項
- 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。
-
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）第27条第1項の規定により起業者から特定所有者不明土地の収用についての裁定申請があったので、法第28条第1項の規定により、次のとおり公告し、裁定申請書及びその添付書類を縦覧に供する。
- 令和3年11月8日
宮崎県知事 河野俊嗣
- 1 起業者の住所及び名称
東京都千代田区霞が関2丁目1番3号
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道 220号改築工事（日南防災「北区間」・宮崎県宮崎市大字内海字大園地内から日南市大字伊比井字永迫地内まで及び同市大字伊比井字後浦地内から同市大字伊比井字坂口地内まで）並びにこれに伴う附帯工事、市道代替工事及び二級河川改修工事
- 3 特定所有者不明土地の所在、地番及び地目

所 在	地 番	地 目	
		公 簿	現 況
宮崎県宮崎市大字内海字大園	7772番	畑	山林

- 4 縦覧場所
宮崎県土整備部用地対策課
- 5 縦覧期間
令和3年11月8日から令和3年11月22日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで）
- 6 その他
- (1) 3に掲げる特定所有者不明土地について、法第28条第1項第3号イ又はロに該当する者は、令和3年11月22日までに、同号イ又はロに定める事項を知事に申し出ること。なお、同日までに申出がないときは、知事が法第32条第1項の裁定をすることがある。
- (2) (1)の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書にその権原を証する書面を添えて知事に提出することにより行うこと。
- ア 申出者の氏名又は名称及び住所
- イ 当該申出に係る特定所有者不明土地の所在及び地番
- ウ 法第28条第1項第3号イの規定による申出をしようとする場合においては、当該異議の内容及びその理由
- エ 法第28条第1項第3号ロの規定による申出をしようとする場合においては、当該特定所有者不明土地の所有者である旨

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和3年11月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
タブレットPC 609台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年10月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社南日本ネットワーク 宮崎市橋通東3丁目6番29号
- 5 落札金額
31,954,230円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和3年9月13日

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和3年11月8日

宮崎県立日南病院長 峯 一彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
多目的デジタルX線TVシステム一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県立日南病院医事・経営企画課財務担当
宮崎県日南市木山1丁目9番5号
- 3 落札者を決定した日
令和3年10月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社アステム宮崎営業部
宮崎県宮崎市江平中町5番地1
- 5 落札金額
39,963,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和3年8月26日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和3年11月8日

宮崎県立延岡病院長 寺 尾 公 成

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
人工心肺装置一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県立延岡病院医事・経営企画課財務担当
宮崎県延岡市新小路2丁目1番地10
- 3 落札者を決定した日
令和3年10月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社メディカル・アプライアンス宮崎支店
宮崎県宮崎市清武町木原3607番地7
- 5 落札金額
53,900,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和3年9月2日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和3年11月8日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
天井懸垂式医療機器等一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
宮崎県宮崎市橘通東1丁目9番18号
- 3 落札者を決定した日
令和3年10月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社レオクラン
大阪府摂津市千里丘2丁目4番26号
- 5 落札金額
719,950,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和3年9月30日

--	--